

〈研究ノート〉

レーニン・スターリンにおける 「文化的民族的自治」批判について

南 有 哲

はじめに

オットー・バウアーによって展開された民族政策論——「個人原理にもとづく民族自治」——は、レーニンおよびスターリンによって「文化的民族的自治」論と規定された上で、「洗練された民族主義」「日和見主義」として断罪されたが、このような否定的評価はレーニンの国際的権威が確立するなかで日本にも導入され、バウナーの議論はマルクス主義における原則的な民族政策としての「民族自決権の承認」に反するものとして評価されることになった¹。しかし、バウナーの主著が邦訳され本格的な検討が可能になった今日、かつてレーニンやスターリンによってなされた批判がどの程度妥当なものであったのかを再検討することは、一つのテーマたりうると考えられる。

本稿においては、バウナーの「個人原理に基づく民族自治」論およびこれに対するレーニンおよびスターリンの批判を概観した上で、両者における見地の差異の背景にある真の争点について考察する。

I バウナーにおける「個人原理にもとづく民族自治」論

1 民族紛争と国家形態

オーストリアの諸民族の対立は、悪い法の結果でもないし、悪い憲法の産物でもない。その究極の原因は歴史なき諸民族を歴史の舞台に導き、民族移動の原因をつくり、民族的憎悪を煽り立てた、経済的・社会的大変動にある。しかしこの対立が政治的に活発になる形態、すなわち民族の発展という形をとる、政治闘争の特別の姿は、もちろん法の形態によって条件付けられ、その支配のもとで諸民族は互いに対峙するのである。(バウナー、233頁)

バウナーはマルクス主義者として民族紛争の究極原因を経済的・社会的変動に求めるわけであるが、この対立が活性化し政治闘争の形態を纏ってしまう原因については、多民族国家オーストリアにおける「法の形態」、すなわち国家のあり方にあると指摘する。では民族対立の活発化を招来する国家のあり方とは、どのようなものであるのか。

もちろん近代国家には自由で自立した唯一の権力である主権国家だけが存在する。国家内に法的な権力がある場合でも、それは国家から派生したものであり、国家が授与したもの

とみなされ、国家の法により変更されたり廃止されたりできるのである。（バウアー、233頁）

一方には中央集権化された国家権力が、他方には最小部分、原子、個々人によって引き裂かれた社会がある。中央集権的－原子論的国家観は、すでに絶対主義の国家理念であった。この国家理念を自由主義が相続し完成した。…（中略）…中央集権的－絶対主義的国家理念を生み出し、その勝利を決定した力は、資本主義的商品生産の発展であった。（バウナー、234頁）

絶対主義から自由主義へと継承された近代的な国家理念、それは集権化された国家権力が原子化された個々人の上に直接立脚し支配するというものである。バウナーはこれを「中央集権的－原子論的国家観」と呼んでいるが、かかる理念にもとづいて構成された国家においては、民族問題は「個人の権利」に属する問題として諸個人の手に委ねられるとされる。

民族は国家に対して法的影響力ももたないし、国家に何も命令できないし、国家に何も要求できない。すべてそういうことができるるのは個人だけである。法が選挙人、行政官庁に対する告訴人、裁判所に対する起訴人として、国家に対する法的な力を認容した個人だけである。諸個人が民族性に従って自発的に結集したいか否か、…（中略）…民族の文化的要求を満足させたいか否かは、諸個人に任されている。（バウナー、232-233頁）

しかし、民族の文化の防衛と発展にとっては個人の権利の保障だけではなく、公的行政すなわち民族の文化のための国家の活動が求められる（バウナー、236ページ）わけであるから、諸民族は自らの文化的要求を満たすために、国家に対する影響力を行使しようとする。ところが「中央集権的－原子論的」国家の下では、このことはある特定の形態すなわち諸個人の民族的政党への結集、及び議会におけるそれら諸政党の対峙という姿を纏わざるを得ない。

自由主義的憲法と言語は、今や異なった道に公民を向かわせている。公民は、選挙民として国家そのものに対する影響力をもっている。国家の行政がその国民の文化的な要求を満たすのを公民が望むならば、公民が自らの民族同胞とともに一つの政党に結集し、代議団体に自民族の代表を派遣し、立法団体における法的力を用いて、民族の欲求を国家に強制するように代表に委任することは自由である。中央集権的－原子論的理念は、民族諸政党に組織されるよう住民に強制し、国家の立法と行政とを民族の欲求満足に誘うのを任務とする闘争部隊を議会で各民族が保持するよう強制する。それは、各民族が立法における権力と国家行政における影響力を目指して努力するよう強制する。（バウナー、236頁）

さらにバウナーは、そういう状況のもとでは国家が支配する資源をめぐる民族間の争奪戦がゼロ・サムゲームとして展開されざるを得ず、必然的に民族間の闘争を惹起すると指摘する。

国家への影響力をめぐる諸民族の闘争は、今や必然的に、民族相互間の闘争となる。議席数の配分が問題になる。ある民族が議席数を多くとれば、他の民族のそれは少なくなる。個々の民族の目的のために国家の収入をどのように利用するかが問題である。国家が一民族の文化的欲求の満足のために多くを費やすほど、他の諸民族には少しの手段しか用立てることはできない。国家に対する権力をめぐる各民族の闘争は、かくして他の諸民族に対する闘争でもある。…（中略）…民族政策が権力政策を意味するところでは、それは必然的に民族闘争に帰着する。…（中略）…各民族はその特性を保持し、その文化を一層発展させたいと願う。この努力は、それ自体では決して民族闘争につながらない。…（中略）…しかし中央集権的-原子論的国家理解は、国家に対する権力を巡る闘争以外に、欲求満足を保障する手段を民族に与えない。…（中略）…中央集権的-原子論的憲法は、他の民族にまったく関係のない、あらゆる民族の文化的欲求の満足を目指す自然の努力から、他の諸民族の文化要求の実現に反対する各民族の闘争をつくりだす。（バウアー、237頁）

2 「有機的調整」における二つの原理

民族的特性の保持と発展という当然の要求が民族紛争という不幸な事態を惹起する原因が、「中央集権的-原子論的国家理念」にあるのだとするならば、民族紛争を抑止し諸民族の共存と発展を実現するためには別の国家理念が求められることになる。バウナーはシュプリンガー（カール・レンナー）を引きつつ次のように述べる。

ルドルフ・シュプリンガーによれば、多民族国家は異なった民族性をもつ公民の共存を二様に調整することができる。まず第一に、民族を総体として理解し、法的単位とすることができる。次に諸民族の連合が国家を形成する。シュプリンガーはこれを諸民族の国家に対する諸関係の有機的調整と呼ぶ。（バウナー、232頁）

「原子化された諸個人の上に君臨する集権的国家」なる理念に対置されるのは、民族全体が一つの公的団体を形成し、その連合をもって国家を構成するという「有機的調整」の理念である。そしてこの「有機的調整」には二種類の様式が存在する。すなわち、

一つは、地域原理で、個々の民族が住んでいる諸地域を区分し、その領域の内部ではどの民族も民族的な問題を自分で統括する。国家は諸民族共通の問題のみを調整し統括するのである。ここでは民族は地域団体である。もう一つは、国家が個人の共同体として民族を理解し、特定の地域の専一的支配を民族に保証するのではなく、地域原理ではなく個人原理に基づくものである。（バウナー、232頁）

まず「地域原理」であるが、これを単純に一般化すると大きな犠牲を払うことになる。

われわれが地域原理を首尾一貫したかたちでよく実行できると仮定した場合、個々の民族的行政区域の内部を貫徹するのは中央集権的-原子論的調整に他ならない。…（中略）…

地域原理は、一方では国家と行政区域を無条件に言語的境界に従って区分しようとする結果、民族的な相違の意味を誇大視する。だが地域原理は、他方では自分たちの民族団体のかなりの部分を他の諸民族に譲り渡すように諸民族に要求する。(バウアー、278頁)

純粋な地域原理は、こうした少数者を至る所で多数者の手に引き渡すものとなる。このことはまさに、民族問題を帝国の問題としてではなく地域問題として考え、自分の都市にいる異分子を不機嫌そうに見る怒りっぽい小市民の願望に合致するのである。…(中略)…こうして民族の少数者に対する憎しみによって小市民は地域原理の側に向かうけれども、自民族の少数者の苦悩によって小市民は地域原理を堪え難いものと感じるようになるのである。(バウアー、282頁)

各民族は帝国法を根拠にして他民族の定住地にいる自民族の少数者の権利を守ろうとするだろう。このような調整方法をめぐって、必然的に激しい闘争が燃え上がる。そしてこの闘争は、さらには国家内部の権力をめぐる諸民族の闘争へと発展していくにちがいない。このような少数者を保護するための法律が成立したとしても、その解釈の問題をめぐる争いが繰り返し行なわれることになるだろう。各民族は自民族の少数者が冷遇されていると信じ、自民族の少数者の抑圧は自民族の領域にいる他民族の少数者への復讐によって克服することができると主張するようになるだろう。こうして地域原理に基づく民族自決は、新たな民族闘争の引き金になる。(バウアー、283頁)

すなわち地域原理の単純な導入は、各自治地域における民族的少数派を不可避的に発生させることになるのであり、むしろ民族間の憎しみを煽り立て紛争を引き起こす原因にもなりかねないとバウナーは主張するのである。これに対する様式が「個人原理」だということになるのだが、そもそも「國家が民族を個人の共同体として理解する」とはどういうことであるのか。

純粋な個人原理は、民族を地域団体としてではなく、純粋な人的団体として構成しようとするものである。…(中略)…個人原理は住民がそれぞれの民族性にしたがって区別されるということを前提とする。今や、例えば国家は、誰をドイツ人とみなし、誰をチェコ人とみなすのかということの決定権を持つことができない。むしろ成人にたつした全ての国民は、自分がどの民族に属したいのかを自己決定する権利を持つ。このような成人に達した国民の自由な民族性宣言に基づいて、あらゆる民族の成人に達した国民を可能な限り完全に登録する民族台帳が作成されるべきである。(バウナー、295頁)

この団体の任務は次のようなものである。すなわち自民族の文化的必要に尽力し、彼らのために学校、図書館、劇場、民族的教育施設を建設し、彼らが必要とする限り、官庁語と司法語に習熟していない民族同胞に法的援助を与えることと引き換えに、そのような活動のために必要とされる資金を民族同胞への課税によって徴収する権利をもつことである。

このような方法によって、民族自治は純粋な個人原理を基礎として構築されることになるだろう。それゆえに、いかなる民族も、もはや国家内で権力をめぐる闘争を遂行する必要がなくなるだろう。こうして個人原理は、民族的防衛の最も完成された手段となる。民族的少数者の全般的保護を法制度が保障する限り、彼らは守られるであろう。（バウアー、297頁）

このような「個人原理」にもとづく民族自治制度は、労働者階級の要求にも合致するものである。なぜならば、

階級対立の事実からはすべての労働者は单一のインターナショナルな階級政党に結集することができるという要求が導かれる。原子論的－中央集権的憲法からは、全ドイツ人、全チェコ人等々が、社会横断的な民族政党に結合すべきだという要求が導かれる。（バウナー、260頁）

民族対立によって、プロレタリア的諸力はどの瞬間でも破壊される。民族紛争は階級闘争を不可能にする。民族的権力闘争を不可避なものにする中央集権的－原子論的憲法は、したがってプロレタリアートには我慢のできないものである。多民族国家におけるプロレタリア的憲法政策の第一の要求は、諸民族が国家内の権力をめぐって闘争することを強制されないような憲法を要求することである。…（中略）…住民がもはや民族諸政党に組織されることを強制されず、民族紛争が階級闘争を不可能にすることがないように、文化的欲求を満足させる諸民族の権力が法的に保障されなければならない。（バウナー、261頁）

「諸民族が国家権力をめぐって闘争する必要のない、民主主義の発展がどんな民族の力をも脅かさないような民族的諸関係の調整を要求」（バウナー、262頁）するがゆえに、「多民族国家では、すべての民族の労働者階級は、所有者階級の民族的権力政策に対して、民族自治の要求を対置する」（バウナー、268頁）ことになるのである。

II レーニンおよびスターリンによるバウナー批判

1 レーニンによるバウナー批判

社会民主党は、「文化的民族的（もしくはたんに「民族的」自治）」のスローガンにたいし、またこうした自治を実現しようという計画にたいして、反対の態度をとる。なぜなら、このスローガンは、(1)プロレタリアートの階級闘争の国際主義に無条件に矛盾し、(2)プロレタリアートと勤労大衆をブルジョア民族主義思想のもとにひきいれることを容易にし、(3)国家全体を徹底的に民主主義的に改革する任務からプロレタリアートをそらさせる恐れがあるからである。ひとりこのような改革だけが（総じて改革が資本主義のもとで可能なかぎり）、民族的平和を保障するのである。（『レーニン全集』、19巻、250頁）

このようにレーニンはバウアーの民族政策論に厳しい批判をあびせるのであるが、ここではその所説がもっともまとまった形で展開されている『「文化的民族的自治」について』および『民族問題に関するテーゼ』（ともに大月版『レーニン全集』19巻に収録）に基づいて、レーニンの議論の基本的な内容を整理する。

(1) 「学校制度の民族的分割」批判

レーニンは「文化的民族自治」論の核心が「学校制度の民族的分割」にあると把握した上で、それがばかりかげた反動的な政策だと糾弾する。

いわゆる「文化的民族的自治」（言いかえれば「民族的発展の自由を保証する諸施設の創設」）の計画または綱領の本質は、学校事業を民族別に分割することにある。（レーニン、542頁）

もし経済が一国家内に生活する諸民族を結合させているとすれば、これらの民族を「文化」問題、とくに学校問題という分野のために、永久に分割しようと試みることはばかりかげており、反動的である。反対に、実生活のなかで実現されているものを学校の中で準備するためには、学校事業における諸民族の結合を達成しなければならない。げんざい、諸民族は不平等であり、彼らの発展水準が一様でない状態を、われわれは目撃している。こういう事情のもとでは、学校事業を民族別に分割することは、実際にはかならず、おくれた民族にとっては改悪となるであろう。アメリカの北部では、白人と黒人が共学しているのに、かつて奴隸制が行われていた南部諸州では、こんにちにいたるまで黒人の子弟は特別の学校に隔離されている。（レーニン、543頁）

レーニンは、こういった分割を主張する者はそもそも「民主主義者ではありえない」（レーニン、543頁）が、プロレタリアの階級闘争の見地からすればさらに断固として反対しなければならないと指摘する。

どの民族の労働者にたいしても、その国家のあらゆる民族の資本家が、株式企業、カルテル、トラスト、産業家団体、等々のなかでもっとも緊密に、不可分に融合していることを知らないものがあろうか？巨大な工場や鉱山から、商事会社を経て資本主義的地主経営にいたるまで、どの資本主義的企業でも、つねに一つの例外もなく、僻遠の、平和な、ねむったような農村にくらべて、労働者の民族的に雑多な状態がよりいちじるしいことを、知らないものがあろうか？

…（中略）…このような思想の宣伝によって、まして国民学校の民族的分割によって、いっそう労働者を細分し、離間させ、よわめることはできるが、これに反して、どのような「文化的民族的自治」も、その子供に富裕な私立学校と特別のおかかえ教師とをりっぱに保証している資本家を、細分化や弱体化でおびやかすことはけっしてできないのだ。（レーニン、544頁）

(2) 民族的平和への道としての「徹底した民主主義」

先に述べたようにバウアーは、諸民族が自らの文化の発展を図るにあたって互いの利益を否定しあわなくとも済むような制度的条件の構築こそが民族的平和実現のための不可欠の条件であると主張するわけであるが、レーニンはそもそも「民族文化の尊重」なる概念そのものを正面から否定する。

社会民主主義の見地からは、直接にも間接にも、民族文化のスローガンをだすことはゆるされない。このスローガンは正しくない。というのは、人類の経済的、政治的および精神的全生活は、資本主義のもとでもますます国際化されつつあるからである。社会主義は、この生活を完全に国際化する。すでにこんにち、あらゆる国のプロレタリアートによって系統的に創造されつつある国際文化は、「民族文化」（どんな民族的集団のそれでも）を全体としてそのなかにうけいれているのではなく、それぞれの民族的文化のうちから、もっぱら、徹底的に民主主義的な、社会主義的な要素だけを取り入れているのである。（レーニン、251頁）

では諸民族の平和共存＝民族的平和を実現するために何が必要だというのか。レーニンによれば、「徹底した民主主義の実現」による民族的特権の廃絶こそが民族的平和を実現するための正しい道なのである。

文明諸国において、われわれが、資本主義のもとで民族的平和へかなり完全に（相対的に言って）接近しているのをみとめるのは、国家制度と統治の全体にわたって、民主主義が最大限に実現されている場合（スイス）だけである。徹底的な民主主義のスローガン（共和制、民兵、人民による官吏の選挙制）は、ほんのすこしでも民族的特権がのこる可能性をなくすような条件をかちとるための闘争をめざして、各民族のプロレタリアート、勤労大衆、一般にすべての先進的な人々を統一させる。（レーニン、252頁）

「徹底した民主主義」のもとでとられるべき民族政策として、レーニンは以下のように述べる。

五 徹底的に民主主義的な国家制度を主張するにあたり、社会民主党は、諸民族の無条件的な同権を要求し、一つの民族もしくはいくつかの民族のためのどんな特権ともたたかうものである。…（中略）…

社会民主党は、農奴主的地主と専制的農奴制国家の官吏とによってさだめられた、旧来のロシアの行政区画をやめて、現代の経済生活の諸要求にもとづき、住民の民族的構成にできるだけ一致した区画にかえることを、要求する。

住民の生活様式の特殊性、あるいは民族的構成によって区別される国家のすべての地域は、普通、平等、秘密の投票にもとづいてもうけられる諸機関のもとで、広範な行政的自治と自治をおこなわなければならない。

六 社会民主党は、国家のどの地方に住んでいるものであろうと、すべての少数民族の権利をまもる全国家的法律の発布を要求する。少数民族が、自分だけの民族的特権をつくりだすか、少数民族の権利（教育事業の分野、どの言語を使用するかという方面、予算問題、等々での権利）を縮小しようとするいっさいの措置は、この法律にもとづいて無効を宣告され、こういう措置を実施することは、刑罰をもって禁止されなければならない。（レーニン、250頁）

これに対して「民族文化の尊重」を掲げるバウナーの「文化的民族的自治」は、「学校の民族別分割」政策として把握された上で、諸民族のプロレタリアートを他民族の同志よりも自民族のブルジョワジーと結びつけることによって「徹底した民主主義」を求める運動の隊列を離間させるがゆえに、民族的平和の実現にとって障害になると理解されるのである。

——ところが、「文化的民族的自治」のスローガンは、学校事業（一般に「文化」事業）のうえで、諸民族の分立を鼓吹するものである。この分立は、あらゆる特権（民族的特権をもふくめた）の基礎を維持することと完全に両立するのである。…（中略）…文化的民族的自治のスローガンは、さまざまな民族のプロレタリアートを離間し、彼らを、個々の民族の反動的・ブルジョア的分子にむすびつける。徹底的な民主主義のスローガンは、あらゆる民族の反動派と反革命的ブルジョアジーとにたいして和解の余地なく敵対するが、文化的民族的自治のスローガンは、いくつかの民族の反動派と反革命的ブルジョアにとつて、完全にうけいれられる。（レーニン、252-253頁）

2 スターリンによるバウナー批判の概要

スターリンもまたバウナーの民族政策論に対し、その論文「マルクス主義と民族問題」において相當に詳細な批判を試みている。

(1) バウナーの所説に対する批判

スターリンによるバウナーの民族自治論に対する検討は上述論文の第4節において展開されているが、その主たる批判点は以下の通りである。

① バウナーにおいては「民族自決が民族自治制によってすりかえられている」が、これは「まったく不可解で、かつ絶対に不当なこと」である。なぜなら

イ)自治は諸民族からなる国家の統一性を前提とするが、自決はそれを超える

ロ)自決は民族に完全な権利をあたえるが、自治は「文化的」権利しか与えない
からである。（スターリン、362頁）

② ある民族が多民族国家からの離脱を決心することになるような内外情勢の組み合わせが生じることは十分にありうることであるにもかかわらず、バウナーは「国家の統一性」なる枠に民族を機械的に押し込めようとしている。（スターリン、362頁）

③ バウアーの議論は民族の発展過程とも矛盾する。資本主義の初期段階においては民族は結集しようとするが、より高い段階においては民族の分散過程が開始され他所への移住者も増大する。その結果分散した人々は移住先の民族との新しい結びつきを強化し、数世代のうちに新しい道徳や趣味そして言語を獲得する。こういった分散した民族を单一の民族的統一体に再び結合しようと考えるのは、歴史の車輪の逆行を願う古い民族主義者のユートピアと異なるところがない。（スターリン、362-363頁）

④ 資本主義の初期段階においてはブルジョアジーとプロレタリアートの「文化的共通性」について語ることは可能であるが、大工業の発達と階級闘争の先鋭化とともにそれは消え始める。同一民族の経営主と労働者が理解しあわなくなるときに、民族の文化的共通性や運命の共通性を云々したりできないし、諸階級共同の单一の民族的結合体を組織することなど不可能である。（スターリン、363頁）

⑤ バウナーの議論は将来の社会主義社会においても妥当しない。資本主義的生産の巨大な成長と諸民族の混合、そしてますます広い地域における人々の結合によって、今日の人類の発展行程においては民族的隔壁は強化されず、むしろ破壊され崩壊しつつあるのである。社会主義を「個人を基礎とする民族的結合体と地域的団体との色とりどりの姿」と考えるバウナーの見地は社会主義に関するマルクスの概念をバクーニンのそれに取り替えようとする企てである。

（スターリン、365-366頁）

⑥ バウナーの「社会主義的民族原理」は社会主義的な言葉で粉飾された民族主義であり、そうであるだけに一層有害である。それは諸民族の労働者の相互不信と孤立という有害な観念を広めるのみならず統一的な党と労働運動の分裂の心理的前提をつくりだし、単一の階級運動を個々の小さな民族的流れに分解する。（スターリン、366-367頁）

このように述べた後、スターリンは次の文章でバウナー批判をしめくくるのである。

文化的民族自治制が民族問題を解決しないことは、以上で明らかである。そればかりではない。それは労働運動の統一を破壊し、労働者を民族別に孤立させ、彼らのあいだの摩擦を激化するのに有利な地盤をつくりだすことによって、民族問題を尖鋭にし、それを混乱させている。（スターリン、367頁）

（2）「文化的民族的自治」を掲げる党内諸潮流への批判

続く第5章において、スターリンはブンド（ユダヤ人労働者同盟——ロシア社会民主労働党内のユダヤ人分離主義派の組織）がその「民族綱領」に「文化的民族的自治」を導入していることをとりあげ、少数民族の権利擁護の保障となるのは国内の徹底的な民主主義化であってあれこれの制度ではないとし、ブンドが文化的民族自治の制度を求めるのは正しくないと批判する（スターリン、372-373頁）。さらにスターリンは「民族自治制は、その存在と未来が疑わしい『民族』（=ユダヤ人——引用者）におしつけられる場合は、もっと有害なものになる」なぜな

ら、そのことによって「民族自治制の支持者は、同化から『民族をすくい』、民族を『保全する』ためだけにでも、『民族』のすべての特殊性を、すなわち民族の有益な特殊性も有害な特殊性をも、保存し維持しなければならない」（スターリン、376頁）からであると主張し、その実例としてブンドが、（労働者への週一日の休息日の保障の要求にとどまらず）土曜日を安息日とする権利をユダヤ人労働者へ保障すること、さらには「ユダヤ人病院」の設立を要求している（スターリン、377頁）ことを取り上げ、これを以下のように指弾する。

あらゆるユダヤ人的なものを維持し、ユダヤ人のあらゆる民族的特質を、プロレタリアートにとって明らかに有害なものにいたるまで保存し、ユダヤ人をユダヤ人的でないすべてのものから隔離し、特別な病院すら建てる——ブンドはここまで堕落してしまったのである！（スターリン、378頁）

さらに第6章において、スターリンはカフカーズ地方の社会民主主義者がカフカーズ地方全体への地域的自治とともに、カフカーズを構成する諸民族への文化的民族自治制の適用を要求していることをとりあげる。そして彼は前者に対しては基本的な支持を表明するとともに、後者のスローガンに対しては、「一般的にいって役にたたない文化的民族自治制は、カフカーズの諸条件から見れば、無意味でばかげてもいる」（スターリン、386頁）と批判し、その理由を列挙するなかで、以下のように述べている。

① 文化的民族自治制は発達した文化や文学をもった、多少とも発達した民族を前提としている。しかしながらカフカーズには「原始的な文化や特殊な言語をもってはいるが、自分の文字をもたないような数多くの民族」、「一部分は同化されつつあり、一部分はさらに発展しつつあるというような、過渡的な数多くの民族」が存在しているのであり、こういった民族を個々の文化的＝民族的結合体に組織することは不可能である。したがって、文化的民族自治をこれらの民族に適用しようしたり、あるいはこれらの多くの民族を除外して適用しようすることは、民族問題の解決ではなく、怠惰な空想の産物である（スターリン、386-387頁）。

② 例えば外カフカーズのタタール人を文化的・民族的結合体に組織するならば、反動的な僧侶をその指導者におしあげ、大衆をその意のままにさせることになる。このことはタタール人大衆をそのもつとも凶悪な敵に精神的に隸属させる新しい砦をつくることを意味する（スターリン、387-388頁）。

③ カフカーズにおける民族問題の解決は、「おくれた諸民族を共通の文化的発展にひきこみ、またかれらが小民族的な閉鎖性のからをやぶるのをたすけ、彼らを前進させ、彼らがより高い文化の恩恵に近づくのを容易にする」ことによってはじめて可能になるのであり、カフカーズの地域自治制はこれを実現するがゆえに社会民主党にとっても受け入れ可能なのである。しかし文化的民族自治制はこれとは逆の方向に、すなわち諸民族を古い殻にとじこめ、低い文化の発展段階につなぎとめ、文化の高い段階に上ることを阻止するように作用する。このことによって民族自治制は、地域的自治制の積極的な面を無力にし、台無しにしてしまう。（スターリン、388頁）

ン、388頁)

3 スターリンの民族政策

以上見てきたようにスターリンは「文化的民族自治」に対して厳しい批判を加えてきたわけであるが、あるとするならば、今度はロシア国内の民族問題に臨む彼自身の見地が問われるこことになろう。スターリンは「民族問題の積極的な解決について示唆する」として、その論文の最終章において以下のように述べている。（スターリン、397-404頁）

- ① 民族問題解決の基礎であり条件であるものは、国内の完全なる民主主義化である。
- ② 民族の自決権は、民族問題の解決における不可欠の条項である。
- ③ 国内に留まることを選ぼうとする少数民族をどのように扱うか。
 - イ) 文化的民族自治制を適用することはできない。なぜならば、それは現実の生活において分散している人々を人為的に統一しようとするものであり、また民族主義を活気づけ、労働者と反動勢力との同盟に帰結するからである。
 - ロ) 問題解決のための正しい方法は「地方的自治制」である。なぜならば、それは地域をもたない架空の存在ではなく現実の地域と住民を扱う制度であるし、またそれは民族的隔壁を破壊して住民を結合し、階級による区分に道を開くものであるからである。
 - ハ) 少数民族問題の根本的な解決策は、国の完全な民主主義化である。民主化された国家のもとでの、あらゆる種類（言語・学校その他）の民族的同権の実現と、あらゆる民族的特権および民族的圧迫・制限の全国レベルでの法的禁止こそが、民族問題解決の条件であり少数民族の権利の最終的な保障である。
- ④ 民族問題の解決において不可欠の条件となるものは、多様な民族の労働者が統一された組織のもとでともに闘う諸民族統一主義の組織原則である。そのような組織においてこそ、労働者は狭隘な民族的偏見を乗り越え、一つの階級的な家族、社会主義をめざす一つの軍隊の一員であるという思想を獲得できる。

Ⅲ 真の争点は何か

1 レーニンの議論をめぐって

バウアーとレーニンの議論を比較した際にまずもって着目すべきは、「民族的平和」「民主主義化」「労働者階級の統一」なる三つの政治的課題の関係についての認識の、根本的な差異である。バウナーにあっては、議会運営の正常化および諸民族の労働者階級の単一政党への結集の——したがって民主主義的さらには社会主義的な変革を進めるための——不可欠の条件として「民族的平和」が把握されているのであるが、対するレーニンにおいては諸民族の労働者階級を組織的に統一することで社会変革を進展させ徹底した民主主義化を実現することが、資本主義のもとにおける「民族的平和」を実現するための条件であると理解されている。

ならば、バウアーの構想にあっては「民族的平和」を実現するための、レーニンにおいては「諸民族の労働者の組織的統一」を実現するための条件が問題になるはずである。先に見たように、バウアーにおいては「個人原理に基づく民族自治」を制度として導入することで、教育と言語使用をめぐる民族間の摩擦を解消することが提唱されているわけであるが、レーニンにおいては具体的な制度や政策が提示されているわけではなく、民族間の制度的分離が拒否されるのみである。学校や工場そして広く社会において多様な民族が交わりを続けることそのものを、民族を超えた労働者階級の団結を実現するための重要な条件として、レーニンは捉えていたのである。

であるとするならば、民族同士の社会的な交流を民族間の敵対ではなく統一の条件として肯定的に評価するための根拠は何であるのかが問題となるが、この点で興味深いのは「民族問題にかんするテーゼ」における次のような文言である。

とりわけ、社会民主党は「公用」語を排斥する。ロシアでは、そういうものはとくによけいなものである。なぜなら、ロシアの七〇種以上の住民はたがいに類縁関係にあるスラヴ種族に属しており、これらの種族は、自由な国家の自由な学校のもとでは、経済的交通の要求の働きで、いろいろな言語のうちの一つに「国家的な」特権などを少しもあたえなくても、たやすくたがいに意志を通すことができるようになるであろうから。（レーニン、250頁）

レーニンは「自由な」——権力的強制を伴わない——状態での経済的交流の拡大深化による言語的な接近と均一化すなわち言語的同化のプロセスを自然なものとして肯定し、そこに言語問題の解決を見出だそうとしていることが看取されるわけであるが、このような民族的同化についての肯定的な評価は別の箇所において、より総括的に表現されている。

だがプロレタリアートは、各民族の民族的発展を主張しようとしないばかりでなく、反対に、大衆にこのような幻想に陥らないように警告し、資本主義的取引のもっとも完全な自由を主張し、強制的な民族同化または特権に立脚する民族同化をのぞいて、あらゆる民族同化を歓迎する。…（中略）…プロレタリアートは民族主義のどんな固定化も支持することはできない。——それとは反対に、プロレタリアートは、民族的差異の払拭と民族的隔壁の消滅とをたすけるすべてのものを支持し、民族間の結びつきをますます緊密にするすべてのもの、諸民族の融合へ導くすべてのものを支持する。これ以外の行動をとることは、反動的な民族主義的小市民の側に立つことを意味する。（「民族問題についての論評」『全集』20巻、21頁）

こういった文言からは、レーニンが、資本制の発展の所産としての諸民族の経済的交流の拡大がもたらす同化過程そのもののなかに、諸民族プロレタリアートの統一の条件の成立を、したがって「徹底した民主主義化」の達成と「民族的平和」の実現の条件を見出していたことが看

取される。したがってレーニンにとって重要なのはこの自然な過程の権力的歪曲に反対すること、労働者階級への民族主義の浸透を阻止することであり、民族間の相克を緩和するためのあれこれの政策を提案することではなかったのである。

このことは民族教育の実現をめぐる議論からも見出すことができる。レーニンは「ロシアの学校における生徒の民族的構成」なる文章において、ペテルブルグに住むグルジア人児童がたったひとりであったとしても、その子のために「グルジア語やグルジア史等々の講義のための官有建造物を要求し、その子のために中央図書館からグルジア語の本を出版すること、グルジア人教師の俸給のための支出の一部を国庫から支出すること等々を要求する」と極めてラディカルな主張を展開する一方で、こういったことは眞の民主主義のもとで実現するのであり「この眞の民主主義を達成することは、すべての民族の労働者が融合するばあい以外には、不可能である」（『全集』19巻、575頁）と、あくまでも諸民族プロレタリアートの統一にもとづく「徹底した民主主義」が達成されたあとに実現されるべき制度的課題であるととらえていた。このようにレーニンはバウアーの政策を「学校の民族的分離」として批判するけれども、現下の状況における少数民族の民族教育については、その権利の保障をスローガンとして呼号することはあっても、制度的な対案を提出するという発想はレーニンには存在しなかったのである。

また先にみたように、バウナーの「個人原理にもとづく民族自治」論においては民族団体の主たる任務として「民族学校の設立と運営」とならんで「法廷および官庁における民族同胞への言語的援助」が挙げられていた。これなどは多民族社会における民族的少数派の利益を擁護するための政策として評価されるべきだと思われるのであるが、レーニンがバウナーの民族政策を論じる際には前者のみが批判の対象としてとりあげられ、言語的援助については全く触れていない。このこともまたレーニンが現状況下における民族問題への制度的対応について無関心であったことの証左であろう。

2 スターリンの議論をめぐって——民族自決と「文化的民族的自治」

バウナーに対してスターリンが独自に提示している重要な論点は、民族自決を掲げる自らの見地に比して、「文化的民族的自治」論は民族の権利を守るうえで不十分であるとの主張である。このような形で議論が展開されると、あたかもバウナーが民族自決権の承認に対して否定的であったかのような印象を受けてしまうが、しかしバウナーの著作を通覧しても民族自決をアブリオリに拒否するような箇所はなく、むしろ労働者階級の戦略的課題として積極的に位置づける叙述さえ存在する。

資本主義的大民族国家において、労働者階級の反民族的政策と呼ばれるものは、反帝国主義政策以外の何ものでもない。しかしまさに、この「反民族的」政策によって、労働者階級は民族性原理ときわめて密接な関係を得る。労働者階級は帝国主義がその解放を資本主義的利益追求の犠牲にしようとする全民族の保護者になる。労働者階級の榨取を増やし、その政治的力を減じ、その階級モラルを損なう、無法な民族殺害的帝国主義との闘争で、労

労働者階級は、全民族の解放と自決の要求を高らかに掲げるのである。…（中略）…新しい手段を利用し、利潤を増大しようと熱望して、ブルジョアジーは、自らの古い民族国家の理想をも裏切る。もはや民族国家ではなく、帝国主義的多民族国家が、彼らの努力目標である。しかし、それだからといって民族解放と統一の思想が失われはしない。それは社会の対極に再び生じるのである。帝国主義との闘争で、今や労働者階級は、民族の解放、統一、自決という偉大な要求を自らの旗の上に書き付ける。（バウアー、412頁）

一方でバウナーは、次のようにも述べている。

資本家階級が一つの民族の支配する多民族大国家を熱望するのに対し、労働者階級は自由な民族国家という古い市民的思想を自己の思想とするのである。したがってこの古い市民的思想は、大民族国家におけるプロレタリア・インターナショナリズムの諸要素となる。その基調となるのは、文化的コスモポリタニズムである。その内容となるのは、すべての民族の労働者との連帯という認識である。こうしたことが帝国主義に対する闘争によってますます明白なものとなる結果、各民族の自由と自決がすべての民族の労働者の要求になるのである。このようなすべての要素は、すでに古い「インターナショナル」の民族政策のなかに見出される。そこでは、国家制度の問題、民族学校の問題、公的生活における民族語の使用問題はまったく浮上することがなかった。労働者階級がこのような問題に直面していることが初めてわかるのは、社会主義が民族国家から多民族国家に、歴史的諸民族から歴史なき諸民族に浸透したときである。その際、労働者階級は、このような諸問題に一つの回答を示さなければならない。（バウナー、440頁）

社会主義運動と労働者階級にとって「民族自決」の要求は当然のものであるのだが、それのみにとどまるのは「古いインターナショナルの思想」であり、今やその水準を越えて「歴史なき諸民族」——国内に散在する民族的少数派——の要求に対応した、新たな政策の発展が必要だというのがバウナーの認識なのであり、彼なりの回答となるべきものが「個人原理にもとづく民族自治」であった。この問い合わせは、多民族大国家から従属的諸民族が独立した後にも各国内に存在するであろう民族的少数派をどう扱うかという問題として具体化するのであるが、先に紹介・引用した叙述をもとにスターリンの見地を総括するならば、以下のようなになるであろう。

- ① 領域に立脚した自治単位を実現し、地域における住民の経済的・社会的交流を促進するための政治的制度的条件を創出する。
- ② 資本制の発展は地域の住民に対し、民族の枠をこえた交流を強要する。市場経済に巻き込まれるなかで「おくれた」諸民族の伝統的な生活は解体に向い、より「すすんだ」文化の影響が強まっていく。またその過程で、「反動的な」権威は失墜していく。
- ③ 「おくれた」諸民族に属する人々の多くは先進的な都市や工業地域に流出して賃労働者化していく。多くの民族に属する人々がともに搾取されるなかで交流を深め、労働者階級として

の自覚と民族を超えた連帯の必要性への認識を深めていく。その過程で各々の民族は自らのうちにある「有害な」特殊性を放棄し、より先進的な文化を共有するかたちで互いに「同化」を深めていく。

④ かくして諸民族プロレタリアートは単一の運動と組織に統一される。そのもとで社会変革と「徹底した民主主義化」が進展し、独立を希望する民族はそれを達成する。国内に残留した民族的少数派の諸権利は制度的に保障され、民族的差別や権利侵害は法によって規制される。

こうしてみると、民族政策の基本をめぐるバウアーとスターリンの対立点を「民族自治か民族自決か」にあるものとして捉えることの不適切さは明らかである。両者の間の真の争点は民族政策上の当面する課題をどう見るのかにあるのであり、より具体的に言えば、その課題が民族的少数派の文化・教育上の諸権利の保障——そのための「個人原理にもとづく民族自治」の導入——にあると見なす見地と、資本制への包摶による後進的諸民族の「文化的発展」および諸民族の文化的接近の促進——そのための「地方的自治制」の実現——にあると見なす見地との対立として理解されなければならない。

3 「民族的同化」についてのバウナーの見解

今まで検討してきたように、レーニンやスターリンは資本制の発展によってもたらされた諸民族の混住と交流の拡大を、諸民族プロレタリアートの政治的組織的統一ひいては社会変革のための根本条件として歓迎し、そのような状況の進展を阻害すると判断される思想や政策——それが民族的少数派の権利擁護を掲げたものであろうとも——に容赦なく批判を加えた。こういった見地の背後にあるのは、「民族的同化」についての極めて楽観的な評価、すなわち資本制と市場経済の発展とともに諸民族の混淆は、権力的歪曲のない「自由な」状況のもとでは諸民族の同化を自然に進展させ、その過程で「後進的」諸民族もその否定的な特殊性を放棄して先進的文化に合流していく、なる認識であった。

一方、民族混住と相互交流の拡大のなかで多発する民族間摩擦の核心が文化および言語にある捉えたバウナーは、その政治争点化を議会制民主主義や労働運動・社会主义運動の障害として憂慮し、文化的言語的摩擦の発生を回避するための政策の構築に注力した。

であるとするならば、レーニンやスターリンと根本的に異なるバウナーの見地の背後に存在するはずの、「民族的同化」について彼独自の評価が問題にされなければならない。同化についてのバウナーの基本的な考え方をユダヤ人問題を論じた第23章「ユダヤ人の民族自治？」から読み取ることが可能であるが、それは以下のように要約される。

① 自給的な中世ヨーロッパにおける貨幣経済の担い手であったユダヤ人は、近隣の都市民や農民といったキリスト教徒に対するよりも、他地域に住む同胞との間にはるかに濃密な経済的交通を維持しており、分散して居住しつつも宗教・言語・習俗・人種的な共通性を保持するれつきとした民族であった。

② 資本制の発展とともに富裕なユダヤ人はブルジョア化して旧来の文化共同体からの離脱と

近隣のキリスト教諸民族への同化を開始し、知識人と小市民もその後を追った。しかしそユダヤ人独特の「身振り」や若干の言語および風俗習慣上の特異性は極めて頑強に残存しており、自らの特異性についての意識も強力であるなど、ユダヤ人の同化過程は極めて緩慢である。

③ 西欧および中欧においてはユダヤ人の同化が進みつつあるが、東欧においては伝統的な言語と風習を保持する非同化ユダヤ人が多数生活している。この人々は圧倒的に下層の人民諸層小市民と労働者に属しており、したがって支配層なき民族すなわち「歴史なき民族」の特徴を帶びている。チェコ人など東欧の「歴史なき民族」の覚醒をもたらした社会的変動は東欧ユダヤ人の民族的覚醒をも呼び起こすことになり、新しいユダヤ文学の誕生や民族運動の活性化といった事態が生じている。このように近代化のプロセスのなかで、ユダヤ人に対しては周囲との同化の促進と、民族としての独自性の確立という、相対立する二つの傾向が存在している。

④ しかし資本制社会においてユダヤ人が民族として確立されることはあるまい。なぜならば、資本制の下では居住地の共通性が密接な交通の基盤となり民族的同化を進める力が強力に作用するが、チェコ人の場合は自らが民族的多数派となっている集住地域が存在し、その人的・精神的交通を確保しているため、少数民族による同化に抗しつづけることが可能であるけれども、ユダヤ人にそのような条件は存在しないからである。東欧におけるユダヤ文化の再興は東欧ユダヤ人の他の諸民族への同化が緩慢な過渡期においてのみ可能なのであり、来るべき全般的同化の前触れに過ぎない。

⑤ 東欧のユダヤ人プロレタリアはユダヤ人手工業者・小商人・高利貸しといった古い殻を身にまとっており、眞の近代的労働者に成長することが求められている。そのためには広い地域と多様な生産部門に進出することが必要なだけだが、言語のみならず習俗や態度といったユダヤ人の民族的独自性そのものが異様に映るがために、キリスト教諸民族の労働者の（政治的ならぬ）美的・本能的な嫌悪感を引き起こし、結果としてユダヤ人の労働者としての自由な移動が妨げられてしまう。ユダヤ人労働者は文化的に他民族に適応しなければならないし、そうなつて初めてユダヤ人労働者は他民族の労働者とともに働き、肩を並べて闘うことが可能になるのである。

⑥ したがって「ユダヤ人の民族自治」やユダヤ人学校の設置は、ユダヤ人労働者階級がまずもって克服すべき古い文化的特性や社会心理を強化することになるがゆえに、その真の要求たりえないのである。

こういったパウラーの叙述においては、「民族的同化」に関わる特徴的な論点として以下の四つを指摘することができる。

- ① 資本制下において民族的少数派に対する多数派への同化傾向が作用すること自体は当然視されていること。
- ② 「後進的」諸民族の独自性喪失と「先進的」諸民族への同化が、「進歩」として肯定されていること。
- ③ 民族的少数派の同化を促進する近代化が民族性を覚醒させ同化へ抗する傾向をも生み出す

ことや、人間の移動や文化的交流によって民族的少数派が絶えず再生産されることなど、民族的同化が長期にわたる複雑な過程として把握されていること。

④ 同化進行後も残存する微妙な習俗上の差異および民族的独自性への意識の存在や、民族的差異への「美的・本能的嫌悪感」といった問題にも目配りがなされ、民族的同化や民族共存の阻害要因として認識されていること。

このうち、①および②についてはレーニンやスターリンの見地と一致するが、③および④は同化をめぐるレーニンおよびスターリンの文言には見出すことのできない見地である。ユダヤ人問題をめぐるバウアーの政策的見地は、「ユダヤ人の民族自治は労働者階級の要求たりえない」「ユダヤ人の民族学校設置は支持できない」というもので、結論としてはレーニンおよびスターリンと同一なのであるが²、にもかかわらず「民族的同化」なる事態についてのバウラーの理解は、前二者に比して遙かに深く具体的であったこともまた事実である。そして、民族的同化についてのそのような認識と、資本制がもたらした住民の混住と交流の拡大に随伴する民族的摩擦の惹起を回避するための具体的な政策をバウラーが提唱するに至ったということとは、まことに整合的であると私は考えるものである。

おわりに

民族政策の基本原則をめぐるバウラーとレーニン・スターリンとの対立は、提示された論点を具体的に検討するならば、それは変革の戦略における「民主主義化」・「労働者階級の統一」・「民族的平和の実現」の位置づけと相互連関をめぐるものであったと理解されなければならない。そして、両者の見地の差異の背後にあるのは「民族的同化」をどうとらえるかについての認識の違いである。したがってまた、両者の争点が「民族自治か、それとも民族自決か」をめぐるものであったという認識は不正確であるか、少なくとも相當に一面的なものであると言わねばならない、というのが、本稿における結論である。

注

(1) 一例としては、聴濤弘氏における以下のような認識を挙げることができるだろう。

一九〇三年、レーニンの指導のもとに確定されたロシア社会民主党綱領のなかで、「单一のロシア国家から分離し独立の民族国家を形成する権利」を「すべての民族に承認する」という民族自決の項目が入れられました。これをめぐって、一九一七年の革命まで、さまざまな思想的潮流とのたたかいがおこなわれました。

まず第一に、民族自決権を言語とか文化の問題にだけ限定しようとする「文化的民族的自治」論があらわれました。これを主張したのはロシア国家のリトワニア、ポーランド、ロシアのユダヤ人労働者の組織「ブンド」でしたが、オーストリアでもオットー・バウラーなどの

日和見主義者が同様な主張をおこないレーニンの民族自決権を擁護するたたかいは、ロシア的な問題から国際的な性格をもつようになりました。この主張は单一国家のわく内で、すべての住民が民族の登録をおこない、それにしたがって民族語による学校の運営、その民族に特有な文化、習慣を擁護するといったものでした。もちろん各民族の言語や文化を守ることは重要ですが、政治的支配を度外視して、このように言語、文化のみを中心に各民族を单一国家内でかく離（ママ）していくことは、プロレタリアートの団結を阻害するものでした。しかしこの「文化的民族自治」論の致命的欠陥は、ツァー・ロシアの政治的支配をそのままにすることにより、結局、大ロシア人の支配とその排外主義を客観的には擁護する結果になる点にあります。（聰濤弘、佐々木一司著、『社会主義と民族自決権』、新日本出版社、1990年、162頁）

(2) エンツォ・トラヴェルソは、バウアーの民族理論や民族政策論が東欧のユダヤ人の状況を理解する上で有効であると評価しつつも、彼自身はあくまでもユダヤ人の民族的同化が歴史的目標であるとのパラダイムに固執していたと指摘し、『民族問題と社会民主主義』におけるユダヤ人論は本書全体の「総体的な方法論的アプローチとは無縁の要素から成る、と言いたくなる。」と厳しく批判している。

宇京頼三訳、『マルクス主義者とユダヤ問題——ある論争の歴史(1843-1943年)』、人文書院、2000年、117-126頁。

参考文献

オットー・バウナー著、丸山他訳、『民族問題と社会民主主義』、御茶の水書房、2001年。
『レーニン全集』、第19巻、大月書店、1956年。
『スターリン全集』、第2巻、大月書店、1952年。